

議会インターネット録画映像配信業務委託仕様書

1 総則

(1) 目的

名張市議会本会議の録画映像配信を円滑に行うために、映像配信及び運用管理業務の委託を行うものである。

なお、本仕様書は、業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、この仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するため必要な事項はすべて受注者が費用を負担のうえ実施するとともに、従事者に周知徹底し、業務遂行にあたらなければならない。

(2) 業務内容

別紙「名張市議会インターネット録画映像配信業務委託業務内容一覧」のとおり

(3) 特記事項

- ① 映像配信及び運用管理の詳細な実施内容については、別途協議するものとする。
- ② 映像配信の円滑な運用のために発注者を支援するとともに、調査依頼、資料請求等に対して、迅速に対応すること。
- ③ スムーズな動画の動きをはじめとした視聴者にストレスがかからない良好な視聴環境を維持すること。

2 一般仕様

(1) 法令、規程、基準の遵守

業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規程、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

(2) 一般管理

受注者は、業務の実施にあたってデータの漏えい、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に努めなければならない。

(3) 総括責任者

受注者は受託業務の総括責任者を置くこと。

総括責任者は、業務実施中に従事者を指揮し、発注者の担当者と連絡を密にし遺漏のないように努めること。

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 委託料について

(1) 映像配信料および運用管理業務

録画中継映像の配信料および運用管理業務に係る1カ月あたりの金額とする。

(2) 映像編集料

令和2年度中に開催される本会議（休憩時間等を除く実質時間）1時間あたりの配信映像の編集に係る金額とする。【見込時間数：80時間】

1 時間に満たない端数部分の委託料については、30分単位にて切り上げ計算するものとする。

5 支払方法

映像配信料については毎月払い、映像編集料については1 定例会・臨時会の編集が終わる都度の支払いとする。

議会インターネット録画映像配信業務委託業務内容一覧

1 配信内容

- (1) 現年分（令和２年度中に開催される定例会及び臨時会）
- (2) 過年分（平成２９年度から令和元年度までに開催された定例会及び臨時会）
（発注者からのデータの提供は MP4 形式による）
（登録に要する費用は受注者の負担とする 約２６０時間分）

2 運用形態について

- (1) 受注者は、発注者の指示を受け、名張市本会議（定例会・臨時会）のインターネットにおける録画映像配信（VOD）等運用管理全般の業務について、受注者の施設・設備を使用して行うものとする。
- (2) 議会映像配信運用に当たって必要な機器・機材・回線及びソフトウェア等については、受注者が調達し、受注者が運用管理を行うこと。また、映像配信サービスを行うためにネットワーク配線等が必要な場合にはこれも含めること。
- (3) 配信用の映像・音声は、（株）アドバンスコープが撮影した録画映像・音声を発注者から提供を受けて使用するものとする。なお、当該映像・音声は WMV 形式によるデータでの受け渡しとする。
- (4) 議会映像配信サイトは、現在運用中の名張市議会ホームページの画面より簡単な操作で表示できること。
- (5) 受注者は、議会映像配信システム閲覧用のトップ画面、検索画面、デザイン、画像、色に関して発注者の意向に沿って開発すること。また、開発後も発注者の意向に沿って、適宜変更すること。
- (6) 映像配信システムの運用管理に当たっては、２４時間体制とすること。また、メンテナンス等で配信を一時停止する場合は、あらかじめ名張市の承認を得たうえで行うこと。
- (7) 配信された映像は、Windows、Mac OS、Android、iOS 等のいずれにおいても再生ができること。
- (8) ブラウザは Microsoft Edge、Google Chrome 等のどれを用いても映像の再生ができること。

3 録画中継（VOD）映像配信に関わる要件

- (1) 委託期間中に編集・蓄積された映像データファイルは発注者へDVD、CDなどに保存して提出すること。
- (2) 映像検索機能について
 - ① 映像配信のページから、簡単な操作で映像の検索、閲覧ができる機能を有していること。

- ② 検索項目は、会議名、会議日、議事日程、議員名、質問項目を必須とすることとし、検索結果の一覧画面には当該議員の顔写真の表示を可能とすること。
- ③ 検索結果の一覧画面から表示したい映像だけ選択して再生ができること。
- ④ 文字列によるサイト内検索機能を持ち、これらにより映像の抽出ができること。
- ⑤ 一般的ブラウザが標準に持つ、ページ操作機能を用いても、一連の検索や視聴ページが支障なく操作できること。
- ⑥ その他、必要となるものについて発注者側と受注者側でその都度協議し取り入れていくものとする。

(3) VOD 配信用映像編集について

- ① 発注者から提供される議会映像録画データのVOD配信システムへの登録及び映像編集は、発注者が指示したように受注者が行い、本会議当日終了後の概ね7営業日後（土曜日、日曜日、祝日を除く）まで（発注者の指示による）にはインターネット上から閲覧可能なこと。
- ② VOD配信システムは、公開用と非公開な品質確認用の2つのシステムを提供すること。編集した映像コンテンツや登録した情報は非公開な品質確認用のシステムにて発注者の確認承認を得た後に、公開用のVOD配信システムに登録すること。

(4) VOD 配信用映像再生画面について

- ① 視聴者が視聴する際、再生開始までに時間がかからず（映像配信ボタンをクリックしてから、おおよそ3秒以内）にスムーズに動画が動き出すこと。
- ② 映像再生画面は、簡単な操作で全画面再生が可能であること。
- ③ 映像動画は、スクロールバーにより早送り・巻き戻しが可能であり操作性が良いこと。視聴者が早送り及び巻き戻しを行った場合、視聴者にストレスがかからないようスムーズに動画が配信されること。
- ④ VOD配信を視聴する画面には、一般質問の場合、映像とともに質問者毎の質問者名と質問項目の通告内容を同時に表示させること。

(5) 録画中継映像の配信に際しては、議会映像配信サイトのトップ画面に録画中継映像が名張市議会の公式記録ではない旨の表記を行うこと。

(6) 視聴者が回線速度別（低速、高速）で選択視聴できる形式（視聴者の回線速度に応じて、最適なビットレートで視聴できる形式を含む。）にすること。

(7) 配信設備及び回線帯域は100人程度の同時視聴を可能とすること。

(8) VOD配信システムからISP（インターネットサービスプロバイダー）までは、光回線とし、受注者がこれを提供すること。さらに、インターネット配信サーバーは複数の異なるISP、キャリア回線を有し、ISPや回線に障害及び過負荷が発生した場合には自動的に切替えが行われる冗長構成であること。

4 運用に関する要件

(1) システムの利用環境の最適化を図るため、常にシステム監視・安定したサーバー運用・使用状況の確認等で確実なサービスを提供すること。

(2) 受注者は、映像配信画面の構成、配置、デザイン変更に関して、契約期間中は発注者

の意向に沿って無償で対応すること。

- (3) トラブル発生時には、遅くとも24時間以内に迅速な対応にて回復すること。
- (4) セキュリティには、万全の配慮をするとともに、別紙「情報セキュリティに関する特記仕様書」に従うこと。
- (5) 視聴者からの技術的各種問い合わせに対して受注者は発注者へ協力すること。
- (6) 受注者は、映像配信に係るアクセス報告書（日別）を毎月提出すること。

5 その他

- (1) 業務の実施等について、受注者は、必要に応じて発注者と協議しなければならない。
- (2) 仕様書及び委託業務一覧に記載のない事項、又は変更が生じた場合は、別途協議のうえ発注者の指示に従うこと。

情報セキュリティに関する特記仕様書

「名張市情報セキュリティポリシー」に基づき下表のとおり措置するものとする。

名張市情報セキュリティポリシー	受託者は、名張市情報セキュリティポリシー基本方針及び情報セキュリティポリシー実施手順を遵守しなければならない義務を負う。
業務上知り得た情報の守秘義務	受託者は、業務上知り得た情報の守秘義務を負う。
提供した情報の目的外利用及び受託者以外への提供の禁止	名張市より提供した情報を、受託者が目的外に利用すること及び受託者以外への提供は禁止する。
提供した情報の返還義務	受託者は、名張市より提供した情報のうち、特に返還を求めた物は、速やかに返還する義務を負う。
名張市に対する報告義務	受託者は、作業の進捗やセキュリティの遵守状況に対して、名張市に報告する義務を負う。
名張市による定期的な報告徴収、監査・検査の実施	名張市より、情報セキュリティポリシーや本要求事項にもとづいて、受託者より報告を徴収することがある。また、受託者に、監査や検査を実施することがある。
従業員に対する教育の実施	受託者は、名張市の情報セキュリティポリシーについて、受託者の従業員に対し、教育を実施すること。
情報セキュリティポリシー遵守のために構築する体制	受託者は、名張市の情報セキュリティポリシー遵守のために構築する体制を構築し、名張市に報告しなければならない。
情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定	受託者に、名張市の情報セキュリティポリシーに違反があった場合、名張市はその結果生じたあるいは、生じるであろう損害の賠償を受託者に請求することがある。
重要性分類Ⅰの情報資産の取扱いについて	受託者は、特に、重要性分類Ⅰの情報資産に関しては、単にシステム内の取扱いのみでなく、データバックアップ等外部施設等への搬送時においても情報資産の盗難、不正コピー等の防止を厳重に実施しなければならない。
特定個人情報の適正な取扱いについて	受託者は、特定個人情報の取扱いに注意し、システム内の取扱いのみでなく、データのバックアップやデータ輸送時においても盗難、不正コピー防止に努めなければならない。 特定個人情報の漏えいや法令違反があった場合、名張市はその結果生じたあるいは、生じるであろう損害の賠償を受託者に請求することがある。